

奨学金一覧(HP掲載) (2024/1/9～)

応募方法	締切	名称	募集人数	種別	金額	要件等
個人応募	制限なし	大学生協学業継続奨学金	なし	給付	一括：12万円	・扶養者が死亡したため、学業継続が経済的に著しく困難であることとする。 ・扶養者死亡後原則として6ヶ月以内の応募であること。ただし、学籍取得前の扶養者死亡の場合は応募できないものとする。
個人応募	2025/6/20	花王女性研究者育英奨学金	院（後期）1年：若干名	給付	年額40万円	・2025年4月現在、国内の国公立の大学院（博士課程）1年次に在籍する「表面の科学」の＜化学・物理学分野＞（※）の研究を行っている日本国籍を有する優秀な女子大学院生（満30歳以下の正規学生） ・他の奨学金制度（日本学術振興会が行う研究者支援も含む）との併用可能 ・経済的理由は一切問いません（所得制限無し）
個人応募	2025/6/30	篠原欣子記念財団奨学金 （期間限定）	学部：若干名	給付	月額1万5千円	・社会福祉系国家資格（保育士、社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士）または幼稚園教諭免許状の取得が可能となる大学の学部・学科等に在籍する修業年限以内の学年の者。 ・応募時点で、上記（1）の資格または免許状を活かして、将来、社会福祉施設または幼児教育施設（それらに類する施設を含む）等での就業を志望している者。 ・家計支持者の所得について基準を満たす者。
大学応募	2025/7/16	小林育英会奨学金	学部1年：3名	給付	月額2万5千円	・大学学部生であること。 ・本人名義の口座を持っていること。 ※関連ファイルより、募集要項、履歴書、願書等をご確認ください。 ※推薦書の学長印、推薦順位の箇所は空欄でご提出ください。
個人応募	2025/7/31	伏見記念財団奨学金	院（前期・後期）：若干名	給付	院前期：月額3万円 院後期：月額5万円	・令和7年4月に日本国内の大学院に在籍し、日本の歴史文化又は文化に関する研究を行う、日本国籍を有する者。修士課程（博士前期課程）は30歳未満、博士課程後期は35歳未満（令和7年4月1日時点）の者。
大学応募	2025/6/16	シマダ未来財団奨学金	学部2～4年、院（前期・後期）：若干名	給付	年額30万円	・2025年4月時点で東京を拠点とする大学（2年生以上）、短期大学（2年生以上）または大学院に在籍する学生 ※大学生の場合は2年生以上 ・日本国籍を有している方
個人応募	2025/7/14 AM10：00	富山文化財団奨学金	学部、院（前期・後期）：若干名	給付	年額36万円	・「楽しく豊かな遊び文化」「子供の遊育と健やかな成長」「日本のものづくり」のいずれかに関わる夢を持って学業に取り組んでいること ・2025年4月時点で関東地方（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の大学院、4年制大学、短期大学、専門学校（専修学校専門課程）、高等専門学校、及び各専攻科に在学し、かつ同地方およびその隣接地域に在住している方 ・当財団の奨学生として義務を履行できること ・学業優秀、品行方正であり、かつ経済的な支援を必要とすること

個人応募	2026/2/2～2026/4/3	キーエンス財団2026年度奨学金	学部1年：若干名	給付	月額10万円	・2026年4月に日本の大学に入学する者 ・2026年4月1日現在、20歳以下である者 ・経済的な支援を必要とする者
個人応募	2025/10/1～2025/11/14	キーエンス財団 貸与奨学金返還支援	学部4年：若干名	－	JASSOの返還総額の 50%を一括で返還 (ただし、最大240万円まで)	・2026年3月に日本の大学を最短修業年限にて卒業する見込みがある者 ・2025年4月1日現在、23歳以下である者 ・JASSOの貸与奨学金を受けている者 ・返還期限猶予の対象者は除く。 ・当財団の4年間給付型奨学金を受けたことがない者 ・在籍大学が当財団からの求めに応じ選考に必要な情報を提供することに同意できる者 ・勉学に励み価値ある大学生活を送っている大学生
大学応募	2025/7/4	唐神基金奨学金	学部1～4年：若干名	給付	年間24万円	・該当年度4月時点で、学部課程の1・2・3・4年に正規生として在籍する者 ・学業・人物共に優秀かつ心身共に健康である者 ・2024年（令和6年）の同一生計の世帯総年収が600万円以下である者 ・観光業・若しくは旅館・ホテル宿泊業に興味があり、自分なりに提案を持っている者 ※募集要項は関連ファイルをご確認ください。
個人応募	2025/6/30	KIRII財団奨学金	学部3年、院（前期）1年：若干名	給付	総額120万円	・日本国内に居住し、日本国籍を有している者 ・日本国内の4年制大学及び修士過程大学院で建築学を専攻し、2025年4月1日時点で大学3年生又は大学院1年生に該当する者 ・学業、人物とも優秀であり、勉学に意欲がある者 ・学資の支弁が困難と認められる者 ・奨学金を得ることで、学業や研究により一層の深化、発展が期待される者